

# 姫路市社会福祉審議会

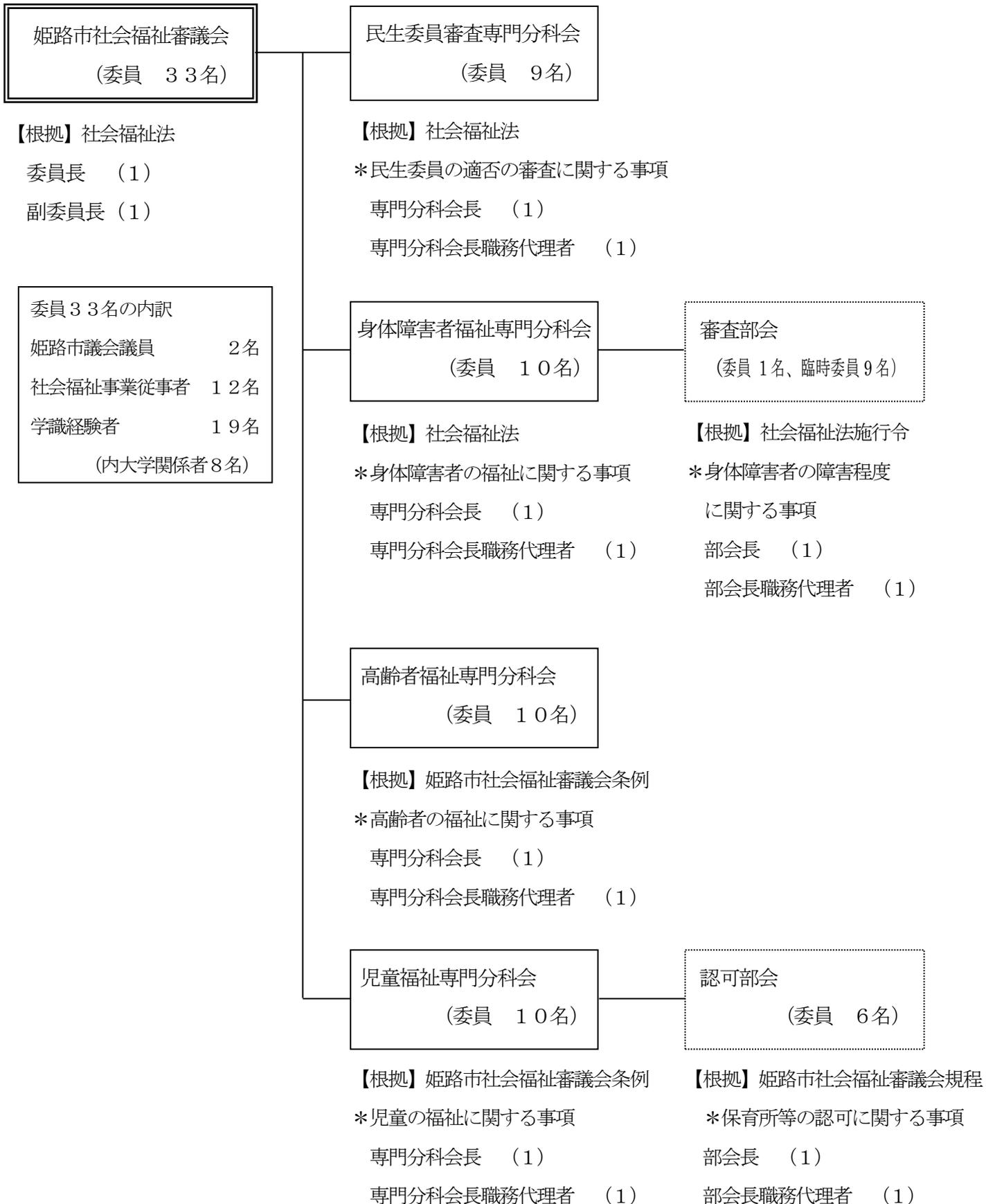
令和5年度総会 資料

# 目 次

1	姫路市社会福祉審議会組織	1
2	姫路市社会福祉審議会委員 (委員一覧、分科会名簿案、分科会長名簿案、部会名簿案)	2
3	精神障害者福祉に関する事項について	11
4	令和5年度 健康福祉局の主要事業の概要	12
5	令和5年度 こども未来局の主な新規・拡充事業の概要	15
6	姫路市地域福祉計画について	26
7	「姫路市障害福祉推進計画(第7期)」について	28
8	「姫路市高齢者保健福祉計画及び姫路市介護保険事業計画(第9期)」について	30
9	第2期姫路市子ども・子育て支援事業計画 中間見直し計画の策定について	32
	(参考) 関係法令	34
	・社会福祉法(抜粋)	
	・社会福祉法施行令(抜粋)	
	・姫路市社会福祉審議会条例	
	・姫路市社会福祉審議会規程	

# 1 姫路市社会福祉審議会組織

(「\*」調査審議する事項)



## 2 姫路市社会福祉審議会委員

(区分別・五十音順:敬称略)

区分		氏名	役職
市議員 会	1	蔭山 敏明	姫路市議会 議員
	2	竹中 隆一	姫路市議会 議員
社会福祉事業従事者	3	阿野 弥生子	姫路市民生委員児童委員連合会 副会長
	4	岡本 雅弘	姫路市民生委員児童委員連合会 会長
	5	小林 弘子	(特非)姫路市身体障害者福祉協会 副理事長
	6	田上 優佳	姫路市老人福祉施設連盟 会長
	7	竹田 佑一	(社福)姫路市社会福祉協議会 理事長
	8	灘 一善	姫路市社会福祉施設協議会 理事
	9	福間 章代	(社福)姫路市社会福祉協議会 副理事長
	10	富士原 智恵美	(一社)姫路市保育協会 会長
	11	三木 章弘	(特非)姫路市精神保健福祉連合会 理事長
	12	山田 直恵	(特非)姫路地区手をつなぐ育成会 理事長
	13	山中 真介	姫路市私立幼稚園連合会 副会長
	14	山本 浅子	(一財)姫路市婦人共励会 会長
学識経験者	15	秋川 陽一	関西福祉大学 教育学部 教授
	16	秋山 静香	姫路市連合PTA協議会 理事
	17	石橋 悦次	(一社)姫路市医師会 会長
	18	泉 憲政	(一社)姫路薬剤師会 副会長
	19	井上 清美	姫路獨協大学 学長
	20	岩田 稔恵	姫路市連合婦人会 会長
	21	内田 勇人	兵庫県立大学 理事兼副学長
	22	大塚 健洋	姫路獨協大学 人間社会学群現代法律学類 教授

区分	氏名	役職
学識経験者	23	北川 博康 姫路市連合自治会 会長
	24	駒田 香苗 兵庫県看護協会西播支部 地区理事
	25	笹岡 俊雄 姫路市老人クラブ連合会 副会長
	26	谷口 泰司 関西福祉大学 社会福祉学部 教授
	27	段 充 (一社)姫路市歯科医師会 会長
	28	長谷川 靖子 姫路市小学校長会
	29	東 靖人 (一社)姫路市医師会 理事
	30	日坂 歩都恵 兵庫大学短期大学部 保育科 教授
	31	宮田 広善 姫路聖マリア病院 重度障害総合支援センター センター長
	32	安田 美予子 関西学院大学 人間福祉学部 教授
33	吉森 恵 神戸医療未来大学 未来社会学科 教授	
合 計		33人

姫路市社会福祉審議会

民生委員審査専門分科会 委員名簿(案)

(9名)

氏 名	役 職	選出区分	兼 務
秋山 静香	姫路市連合PTA協議会 理事	学識経験者	兼児童
岩田 稔恵	姫路市連合婦人会 会長	学識経験者	
大塚 健洋	姫路獨協大学 人間社会学群現代法律学類 教授	学識経験者	
岡本 雅弘	姫路市民生委員児童委員連合会 会長	社会福祉事業従事者	兼高齢
蔭山 敏明	姫路市議会議員	市議会議員	兼児童
北川 博康	姫路市連合自治会 会長	学識経験者	
笹岡 俊雄	姫路市老人クラブ連合会 副会長	学識経験者	兼高齢
竹田 佑一	(福)姫路市社会福祉協議会 理事長	社会福祉事業従事者	
長谷川 靖子	姫路市小学校長会	学識経験者	兼児童

姫路市社会福祉審議会

身体障害者福祉専門分科会 委員名簿(案)

(10名)

氏名	役職	選出区分	兼務
石橋 悦次	(一社)姫路市医師会 会長	学識経験者	
小林 弘子	(特非)姫路市身体障害者福祉協会 副理事長	社会福祉事業従事者	
竹中 隆一	姫路市議会議員	市議会議員	兼高齢
谷口 泰司	関西福祉大学 社会福祉学部 教授	学識経験者	
段 充	(一社)姫路市歯科医師会 会長	学識経験者	
灘 一善	姫路市社会福祉施設協議会 理事	社会福祉事業従事者	
三木 章弘	(特非)姫路市精神保健福祉連合会 理事長	社会福祉事業従事者	
宮田 広善	姫路聖マリア病院 重度障害総合支援センター センター長	学識経験者	
安田 美予子	関西学院大学 人間福祉学部 教授	学識経験者	
山田 直恵	(特非)姫路地区手をつなぐ育成会 理事長	社会福祉事業従事者	

姫路市社会福祉審議会

高齢者福祉専門分科会 委員名簿(案)

(10名)

氏名	役職	選出区分	兼務
泉 憲政	(一社)姫路薬剤師会 副会長	学識経験者	
井上 清美	姫路獨協大学 学長	学識経験者	
内田 勇人	兵庫県立大学 理事兼副学長	学識経験者	
岡本 雅弘	姫路市民生委員児童委員連合会 会長	学識経験者	兼民生
駒田 香苗	兵庫県看護協会西播支部 地区理事	学識経験者	
笹岡 俊雄	姫路市老人クラブ連合会 副会長	学識経験者	兼民生
田上 優佳	姫路市老人福祉施設連盟 会長	社会福祉事業従事者	
竹中 隆一	姫路市議会議員	市議会議員	兼障害
東 靖人	(一社)姫路市医師会 理事	学識経験者	
福間 章代	(福)姫路市社会福祉協議会 副理事長	社会福祉事業従事者	

姫路市社会福祉審議会

児童福祉専門分科会 委員名簿(案)

(10名)

氏 名	役 職	選出区分	兼 務
秋川 陽一	関西福祉大学 教育学部 教授	学識経験者	
秋山 静香	姫路市連合PTA協議会 理事	学識経験者	兼民生
阿野 弥生子	姫路市民生委員児童委員連合会 副会長	社会福祉事業従事者	
蔭山 敏明	姫路市議会議員	市議会議員	兼民生
長谷川 靖子	姫路市小学校長会	学識経験者	兼民生
日坂 步都恵	兵庫大学短期大学部 保育科 教授	学識経験者	
富士原 智恵美	(一社)姫路市保育協会 会長	社会福祉事業従事者	
山中 真介	姫路市私立幼稚園連合会 副会長	社会福祉事業従事者	
山本 浅子	(一財)姫路市婦人共励会 会長	社会福祉事業従事者	
吉森 恵	神戸医療未来大学 未来社会学科 教授	学識経験者	

姫路市社会福祉審議会  
専門分科会 会長名簿(案)

専門分科会	氏名	役職
民生委員審査専門分科会	北川 博康	姫路市連合自治会 会長
身体障害者福祉専門分科会	安田 美予子	関西学院大学 人間福祉学部 教授
高齢者福祉専門分科会	内田 勇人	兵庫県立大学 理事兼副学長
児童福祉専門分科会	秋川 陽一	関西福祉大学 教育学部 教授

姫路市社会福祉審議会

身体障害者福祉専門分科会審査部会 委員名簿(案)

	氏 名	役職
審議会委員	石橋 悦次	医師
審議会臨時委員	五百蔵 智明	医師
審議会臨時委員	喜多 也寸志	医師
審議会臨時委員	國富 彩	医師
審議会臨時委員	來栖 昭博	医師
審議会臨時委員	瀬尾 靖	医師
審議会臨時委員	長 嗣麿	医師
審議会臨時委員	深澤 元晴	医師
審議会臨時委員	三木 隆	医師
審議会臨時委員	山本 秀三	医師

# 姫路市社会福祉審議会

## 児童福祉専門分科会認可部会 委員名簿(案)

		氏 名	役 職
審議会委員	部会長	秋川 陽一	関西福祉大学 教育学部 教授
審議会委員		長谷川 靖子	姫路市小学校長会
審議会委員		日坂 步都恵	兵庫大学短期大学部 保育科 教授
審議会委員		富士原 智恵美	(一社)姫路市保育協会 会長
審議会委員		山中 真介	姫路市私立幼稚園連合会 副会長
審議会委員		吉森 恵	神戸医療未来大学 未来社会学科 教授

### 3 精神障害者福祉に関する事項について

#### (1) 概要

- ・ 社会福祉法第7条1項で、地方社会福祉審議会が調査審議する事項について、「児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く」とされており、同法第12条第1項で、特例として「第7条第1項の規定にかかわらず、～中核市は、条例で定めるところにより、～審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる」となっている。
- ・ 以前は、同法第12条の特例は児童福祉に関する事項のみだったが、平成28年5月20日の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律（平成28年法律第47号）」の施行による社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部改正により、精神障害者福祉に係る事項も追加されたもの。
- ・ 現状の姫路市社会福祉審議会条例では、第2条で「審議会は、法第7条第1項に定めるもののほか、法第12条第1項の規定により、児童福祉に関する事項を調査審議する」としており、精神障害者福祉に関する事項が含まれていない。
- ・ 本市社会福祉審議会では、各種計画の内容等、社会福祉施策の大きな方向性に関して調査審議いただくところ、障害者福祉施策の検討においては、身体・知的・精神の3障害を一体とした議論を行うことが必要となる。
- ・ 今後、社会福祉審議会において、精神障害者福祉に関する事項を調査審議できるよう、対応したい。

#### (2) 分科会について

- ・ 現状、障害者福祉に関する事項を調査審議する分科会は身体障害者福祉専門分科会のみで、その審議事項は社会福祉法第11条第1項で「身体障害者福祉に関する事項を調査審議するため」とされており、知的・精神障害者福祉に関する事項を調査審議すると明記された分科会がない。
- ・ この度、精神障害者福祉に関する事項も社会福祉審議会として調査審議できるようにすることを受け、分科会でも3障害一体的な議論を行えるように仕組みを検討したい。

# 4 令和5年度 健康福祉局の主要事業の概要

**1 基本的な考え方**  
 地域福祉、地域医療、地域保健の向上と介護保険事業の推進を図るため、国の制度改革に的確に対応するとともに、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を行い、地域共生社会の実現に向けた施策展開を図る。

## 2 主要事業の概要

(注)◎:新規事業 ○:拡充

	担当課	予算額(千円)
<b>出会いから結婚、妊娠・出産期の支援</b>		
◎ 産婦健康診査費の助成	保健所健康課	41,121
◎ 特定不妊治療に関する先進医療費の助成	保健所健康課	7,944
<b>健やかな成長を支える子育て環境の整備</b>		
◎ 相談支援機能の充実	保健所健康課	10,722
こども医療費助成制度の拡充	保健福祉政策課	1,948,231
○ こどもの入院費助成制度の拡充		
○ 多子世帯におけるこども医療費の無償化		
<b>市役所のカーボンニュートラルの推進</b>		
○ EVの導入	保健所総務課	16,200
<b>新たな感染症への対策</b>		
○ コロナ禍の教訓を踏まえた新たな感染症対策の構築	保健所防疫課	4,398
<b>医療機能の連携強化</b>		
○ 医療情報連携の推進	地域医療課	649
<b>地域福祉の充実</b>		
◎ 認知症カフェの開設	地域包括支援課	300
◎ ひきこもり実態調査の実施	総合福祉会館	4,745
○ フードバンク活動への支援	保健福祉政策課	840
○ 介護職員等のUJIターンへの支援	介護保険課	2,900
<b>子どもと家庭を守り支える環境の整備</b>		
○ 放課後等デイサービスの利用日数拡充	障害福祉課	1,348,169

## ① 地域福祉関係、障害者福祉関係

健やかな成長を支える子育て環境の整備	
こども医療費助成制度の拡充(保健福祉政策課)	1,948,231千円(④1,957,550千円)
こどもの入院費助成制度の拡充	
〔内容〕 こどもが入院した際にかかる医療費の助成対象を18歳まで拡充する。	
多子世帯におけるこども医療費の無償化	
〔内容〕 3人以上の子どもがいる世帯の経済的負担を軽減するため、子どもが医療機関を受診した際にかかる医療費を、18歳まで完全無償化する。	

地域福祉の充実	
(新)ひきこもり実態調査の実施(総合福祉会館)	4,745千円
〔内容〕 ひきこもり状態にある人の推計数や支援のニーズを把握するため、市民アンケートを実施する。	
〔財源〕 国1/2	
フードバンク活動への支援(保健福祉政策課)	840千円(④—)
〔内容〕 市とフードバンク活動に関する協定を締結している団体と連携し、生活困窮世帯等への食材配送を行う。	

子どもと家庭を守り支える環境の整備	
放課後等デイサービスの利用日数拡充(障害福祉課)	1,348,169千円(④1,133,562千円)
〔内容〕 放課後等デイサービスの支給量の上限を14日/月(週3日)から19日/月(週4日)に変更する。	

## ② 高齢者福祉関係

地域福祉の充実	
(新)認知症カフェの開設(地域包括支援課)	300千円
[内容] 認知症の人やその家族の孤独・孤立化の防止を図るため、医療系専門職を交えて気軽に交流・相談できる場として、認知症疾患医療センター内に認知症カフェ(オレンジカフェ)を新設する。	
介護職員等のUJIターンへの支援(介護保険課)	2,900千円(④2,900千円)
[内容] 市内転入と同時に市内の介護事業所へ正規職かつ常勤職員として就職した職員に対して行う転入に伴う初期費用に係る助成について、対象を拡充する。	
[助成対象]引越費用 ※離島移住の場合のみ→市内全域に拡大	

## 5 令和5年度 こども未来局の主な新規・拡充事業の概要

未来を拓く「ひとづくり改革」として、出会いから結婚、妊娠・出産期の支援の場を拡充する少子化対策をより一層推進し、新設の「こどもの未来健康支援センター(みらいえ)」等において子育て世代の交流の場を提供するなど子育て環境の充実に取り組む。

妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と出産・子育て給付金の一体的実施による出産・子育て支援を行い、また、子どもと家庭を守り支える環境を整備する。

併せて、「第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、待機児童解消に向けた教育・保育提供体制の確保、地域子ども・子育て支援事業の拡充等により、安心して子どもを産み育て、子どもと地域に笑顔があふれるまちづくりを推進する。

### 1 少子化対策の推進

若年層の出会い支援事業	こども総務課	【9,000千円】
妊産婦タクシー利用支援事業	こども総務課	【9,562千円】
多子世帯への出産祝い事業	こども総務課	【19,700千円】
ライフプランセミナー	こども総務課	【306千円】

### 2 就学前の教育・保育の充実

教育・保育の提供体制の確保（施設整備）	幼保連携政策課	【367,249千円】
送迎バス等の安全装置の整備・改修支援事業	幼保連携政策課	【11,160千円】
保育体制強化事業	こども保育課	【100,080千円】
保育士等の処遇総合支援	こども保育課	【200,860千円】

### 3 放課後の居場所づくり

放課後児童クラブの整備（砥堀新設、民間公募等）	こども総務課	【105,998千円】
放課後児童クラブ業務の電子化	こども総務課	【2,352千円】
送迎バス等の安全装置の整備・改修支援事業	こども総務課	【360千円】

### 4 地域ぐるみの子育て支援の充実

「のびのび広場みらいえ」の開設	こども支援課	【803千円】
「駅前すくすくひろば」の利便性向上	こども支援課	【10,400千円】

## 5 誰もが安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

出産・子育て応援給付金	こども総務課	【401,729 千円】
-------------	--------	--------------

## 6 ヤングケアラーへの支援推進

訪問支援事業の実施	こども家庭総合支援室	【1,536 千円】
多機関連携によるヤングケアラーへの支援推進	こども家庭総合支援室	【150 千円】
ヤングケアラーの認知度向上に向けた取り組み	こども家庭総合支援室	【558 千円】

## 1 少子化対策の推進

### ◎ 若年層の出会い支援事業(こども総務課 9,000 千円)

結婚を希望する若い独身男女が安心して恋活・婚活イベントに参加できる機会を提供し、希望する時期に結婚でき、希望するタイミングで希望する数の子供を持つ社会づくりに寄与することを目的にイベントを直接実施する。

■実施時期：令和5年10月～12月頃

■実施回数：3回程度

### ○ 妊産婦タクシー利用支援事業(こども総務課 9,562 千円)

妊産婦が安全・安心に健診等を受診できるよう助成しているタクシー利用券を電子チケット化し、決済方法をデジタル化することで、利用者及びタクシー事業者の利便性を向上させる。

■利用期間：妊娠中から新生児が1歳になる前日まで

■助成額：5,000円/人※マイナンバーカードを所有している場合は7,000円/人

### 多子世帯への出産祝い事業(こども総務課 19,700 千円)

多子世帯の経済的負担を軽減するため、第3子以降の赤ちゃんの誕生祝いとして、該当世帯へ子どもの人数に応じて25,000円～45,000円の支援を行う。

#### ■対象世帯

令和4年4月2日以降に生まれた新生児の出生時に、その新生児を含み実際に養育している満19歳未満の子が3人以上いる世帯

#### ■付与ポイント

・第3子目 : 25,000円/世帯

・第4子目 : 35,000円/世帯

・第5子目以上 : 45,000円/世帯

※姫路市民として生まれた赤ちゃんへのお祝いとして、5,000円/人を付与する「ハッピーバース事業(住民窓口センター所管)」も併せて申請可能

## ライフプランセミナー(こども総務課 306 千円)

若い男女が、希望する時期に結婚でき、希望するタイミングで希望する数の子供を持つことができるよう、若者世代に対し、将来のライフイベントについて考える機会を提供し、また、必要な知識や情報を学ぶための場として、セミナーやワークショップ等を開催する。

### ■対象者

中学生、高校生、大学生等

### ■講義・ワークショップ内容

少子化の現状（姫路の人口動態や人口減少がもたらす影響、妊娠適齢期等）について市職員が講話するほか、ファイナンシャルプランナーによるお金に関する講話及びライフプランニング等を実施

## 2 就学前の教育・保育の充実

### ◎ 教育・保育の提供体制の確保(幼保連携政策課 367,249 千円)

子ども・子育て支援事業計画に基づく保育の提供体制の確保及び待機児童解消を目的として、私立教育・保育施設の改築等に係る経費等の一部を補助する。

#### 【事業内容】

##### ■対象施設(老朽化に伴う建替(改築))

北東部ブロック：幼保連携型認定こども園 1施設(2か年整備1年目)

中部ブロック：幼保連携型認定こども園 1施設(2か年整備1年目)

### ◎ 送迎バス等の安全装置の整備・改修支援事業(幼保連携政策課 11,160 千円)

送迎用バスにおけるこどもの置き去り等の事故を防ぎ、安全管理の徹底を図ることを目的として、安全装置の整備・改修費を補助する。

#### 【事業内容】

##### ■対象施設

市内私立保育所、認定こども園(幼稚園型除く)及び届出保育施設

### ○ 保育体制強化事業(こども保育課 100,080 千円)

保育士の業務負担の軽減を図り、園外活動時における園児の見落としによる事故等を防止するため、保育に係る周辺業務を行う保育支援者を配置する場合や登園時・プール活動時など一部の時間帯にのみスポット支援員を配置する場合にその経費を助成する。

#### 【事業内容】

##### ■対象施設

姫路市に所在する保育所、認定こども園

##### ■補助額上限

保育支援者の配置を行う場合 : 月額10万円

保育支援者が園外活動時の見守りも行う場合 : 上記に月額4万5千円を加算

スポット支援員の配置を行う場合 : 月額4万5千円

## 保育士等の処遇総合支援(こども保育課 200,860 千円)

待機児童の解消に向け、保育の受け皿拡大に伴い必要となる保育士確保の取組を進めるため、市独自の処遇改善事業（令和4年度に保育士等の通算経験年数の制限を撤廃し対象者を拡大）を引き続き実施し、私立保育所・認定こども園に採用された保育士等が長く働き続けられるよう、就労継続支援を行う。

### 【事業内容】

姫路市内に所在する私立教育・保育施設が、雇用する保育士・保育教諭のうち通算経験年数3年未満の者に月額20,000円、通算経験年数3年以上の者に月額15,000円の処遇改善を実施した場合にその経費の一部を助成する。

### 3 放課後の居場所づくり

#### ◎ 放課後児童クラブの整備(砥堀新設、民間公募等)(こども総務課 105,998千円)

利用ニーズの拡大に対応するため、児童数が増加傾向で低学年が待機しているクラブを優先して施設整備や民間事業者の公募を行い、待機児童の解消を図るとともに、旧幼稚園舎を利用しているクラブの耐震工事等を実施する。

#### 【施設整備】

##### 砥堀第二放課後児童クラブ

- ・ 整備場所 砥堀小学校敷地内
- ・ 施設 専用施設（平屋鉄骨造）
- ・ 定員 40名
- ・ スケジュール 令和5年度 建設工事  
令和6年度 開設

##### 八幡第二放課後児童クラブ

- ・ 整備場所 八幡小学校体育館 2階スポーツ場
- ・ 定員 40名（面積定員）  
運用は職員の人員体制を考慮して40名を想定

#### 【民間事業者の公募】

- ・ 種別・整備内容 放課後児童クラブを行う施設・既存施設の改修
- ・ 地域・施設数 津田小学校区、英賀保小学校区・各1施設
- ・ 1施設の定員 20人～40人
- ・ スケジュール 令和5年度 公募の実施・施設整備  
令和6年度 開設

#### 【耐震補強工事】

##### 八木放課後児童クラブ

- ・ 施設 旧幼稚園舎
- ・ 構造 木造平屋造 176㎡
- ・ 竣工年 昭和50年

##### 大津茂放課後児童クラブ

- ・ 施設 旧幼稚園舎
- ・ 構造 木造平屋造 366㎡
- ・ 竣工年 昭和50年

## ◎ 放課後児童クラブ業務の電子化(こども総務課 2,352 千円)

放課後児童クラブにおける業務の電子化を推進するため、各クラブに運営支援用端末を設置し、ネットワークでの運用を実施する。あわせて、当該端末・ネットワークを活用した情報伝達手段を構築する。

令和5年度中に端末・ネットワークの設置・構築を行い、運用を開始する。

### 【事業の概要】

- ・ 設置の目的           こども総務課やクラブ職員の運營業務を効率化するとともに、ネットワーク・メーリングリストを構築し、こども総務課から各クラブ、クラブ利用者に対する情報伝達を効率化・迅速化する。
- ・ 設置場所           こども総務課及び各放課後児童クラブ
- ・ 設置台数           68 台（各クラブ1台×67クラブ、こども総務課1台）
- ・ 設置時期           令和6年2月に設置、運用開始予定

## ◎ 送迎バス等の安全装置の整備・改修支援事業(こども総務課 360 千円)

送迎用バス等における児童の置き去り等の事故を防ぎ、安全管理の徹底を図ることを目的として、安全装置の整備・改修費を補助する。

### 【事業内容】

#### ■対象施設

民間放課後児童クラブ

## 4 地域ぐるみの子育て支援の充実

### ◎「のびのび広場みらいえ」の開設(こども支援課 803 千円)

「こどもの未来健康支援センター(みらいえ)」内に、地域子育て支援拠点「のびのび広場みらいえ」を開設し、子育て世代の交流の場の提供のほか、保育士による子育て等の相談、支援等を実施する。

#### 【事業内容】

- 1 実施場所  
姫路市日出町三丁目3番地  
こどもの未来健康支援センター(みらいえ)
- 2 開設日時  
月～金曜日 9時30分～12時／13時30分～16時30分
- 3 運営方法  
直営

### ○「駅前すくすくひろば」の利便性向上(こども支援課 10,400 千円)

ピオレ姫路内に開設している地域子育て支援拠点「駅前すくすくひろば」の利便性を向上させるため、開設日を増やすとともに、子育て支援等に関するイベントを実施する。

#### 【拡充内容】

<現行>		<拡充後>
開設日	⇒	開設日
水～日曜日 ※祝日、年末年始を除く		月～日曜日 ※年末年始を除く

## 5 誰もが安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

### 出産・子育て応援給付金(こども総務課 401,729千円)

全ての妊婦や子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援に合わせて、「出産応援給付金」及び「子育て応援給付金」を支給する。

#### 【事業内容】

##### ■ 給付金の概要

- ・ 出産応援給付金  
妊婦に対して、妊娠届出時に保健師等による面談を実施後、妊婦1人あたり5万円を支給
- ・ 子育て応援給付金  
出生した児童の養育者に対して、出生届出後に保健師等による面談を実施後、出生した児童1人あたり5万円を支給

##### ■ 支給対象者数

年度	種別	対象者数
令和4年度(繰越)	出産応援給付金	約5,500人
	子育て応援給付金	約3,300人
令和5年度	出産応援給付金	約4,000人
	子育て応援給付金	約4,000人

## 6 ヤングケアラーへの支援推進

### ◎ 訪問支援事業の実施(こども家庭総合支援室 1,536千円)

ヤングケアラーの身体的・精神的負担の軽減を図るため、ヤングケアラーのいる家庭にヘルパーを派遣し、家事・育児支援を実施する。

### ○ 多機関連携によるヤングケアラーへの支援推進(こども家庭総合支援室 150千円)

ヤングケアラーを早期把握するとともに、個々のニーズや家庭の状況等に応じた包括的な支援を推進するため、関係機関と情報共有し連携を強化する。

#### 【事業内容】

庁内4局関係課及び外部機関で構成される「ヤングケアラーの支援に関する支援関係者ネットワーク会議」において、関係する機関や窓口、支援関係者等と情報共有する。

外部有識者にアドバイザーを依頼し、会議出席者の支援力向上を図る。

### ○ ヤングケアラーの認知度向上に向けた取り組み(こども家庭総合支援室 558千円)

ヤングケアラーに気づく体制を構築し、地域コミュニティでの支え合いを推進するため、市民や関係機関を対象に研修会を開催する。

## 6 姫路市地域福祉計画について

### 1 計画の位置づけについて

#### ①根拠法令

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条に基づく市町村地域福祉計画  
（成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画と一体的に策定するもの）

#### ②他計画との関係

姫路市総合計画を上位計画とし、姫路市高齢者保健福祉計画及び姫路市介護保険事業計画、姫路市障害福祉推進計画、姫路市子ども・子育て支援事業計画、ひめじ健康プラン等の分野別計画を横断し、市の地域福祉における基本方針と施策展開の方向を明らかにするもの。

### 2 計画の期間について

令和 3 年度（2021 年度）～令和 8 年度（2026 年度）（6 か年）

### 3 基本理念

私たち一人ひとりが互いに支え合い、  
住み慣れた地域で健やかな暮らしができる  
福祉のまちづくり

### 4 基本方針

#### ①地域福祉を支える環境づくり

市民が住み慣れた地域で暮らし続けるために、地域における多様な地域福祉の担い手の連携を強化し、地域住民による支え合い活動を促進するとともに、地域生活課題を地域の住民が共に理解し合い、意識の共有を図ることができるよう、地域福祉の意識の醸成を図ります。

#### ②支え合いを支援する仕組みづくり

地域での支え合いを支援するために、地域課題や地域の住民が抱える生活課題について包括的に相談でき、適切な支援を受けることができるような仕組みづくりを行います。また、成年後見制度や市民後見制度などの周知・啓発や虐待等についての早期発見・早期通報につなげる取り組みを充実します。

#### ③健やかな暮らしを支えるまちづくり

だれもが、地域で健やかな暮らしが送れるように、さまざまな人に配慮した住みよいまちづくりを進めるとともに、日頃から地域の助けあいの中で防災・減災や防犯に取り組むことで緊急時に備えるとともに、安全安心に暮らせる地域を目指します。

※ 3つの基本方針に共通する事項として、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業について関係者が意見交換を進め、包括的な支援体制の構築を目指す。

## 5 施策展開の考え方

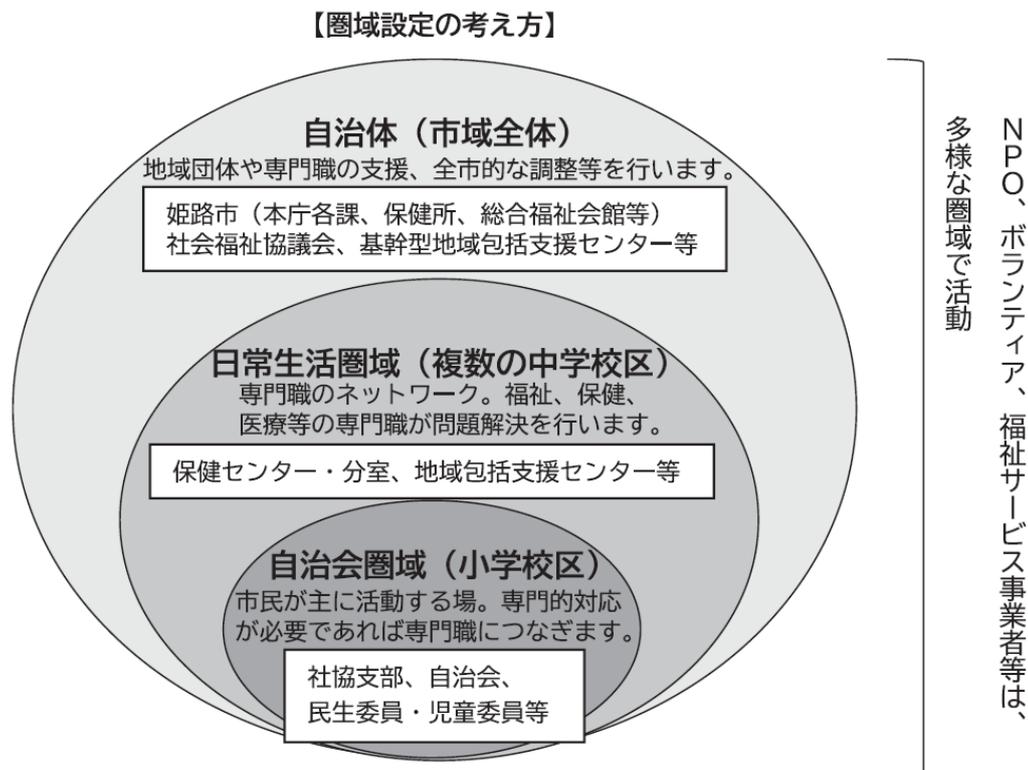
地域福祉の担い手の役割を明確化し、活動範囲（圏域）を設定し、連携の仕組みを構築することで担い手の連携をスムーズにするとともに、地域における福祉課題やニーズを把握し、きめ細かく対応する。

### ◆ 圏域の設定

市民や地域団体が主体となる「自治会圏域」

各相談支援機関等が配置され、福祉等の専門職が活動する「日常生活圏域」

行政活動や市域全体を対象とする「自治体」



## 6 計画の進行管理

計画の期間中は、計画に定めた施策を着実に推進していくことを基本に、計画の進捗状況や地域福祉を巡る社会情勢の変化等を把握して、成果を検証しながら、必要に応じて柔軟に見直すこととする。

なお、地域団体、支援関係機関の関係者等で構成する会議を設置し、計画の進行及び成果の評価等を行い、協働による地域福祉の推進を図る。

## 7 「姫路市障害福祉推進計画（第7期）」について

### 1 計画の位置づけ

#### (1) 根拠法令

障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定することとする。

#### (2) 他計画との関係

- ・ 福祉・保健に係る各計画と相互に連携を図り、他計画で一貫して推進すべき、あるいは横断的に推進すべき施策を除いて、障害のある人に関する、より専門的・個別的な領域を受け持つ。
- ・ 教育に係る計画と相互に連携して、障害のある児童生徒に関する専門的・個別的な領域を受け持つ。

### 2 計画の期間

- ・ 令和3年度（2021年度）～令和5年度（2023年度）（3ヵ年）
- ・ 現在、次期計画の策定を進めている。

### 3 計画策定会議の開催

#### (1) 趣旨

次期計画の策定にあたり、専門的見地及び市民目線からの意見を伺うため、学識経験者、障害福祉に携わる者及び公募市民等により構成する計画策定会議を開催する。

#### (2) 構成

学識経験者	2名
医療関係者	1名
福祉関係者	4名
障害者団体関係者	5名
雇用関係者	1名
公募市民	2名
行政関係者	1名
計	16名

※ 委員の一覧は、別紙のとおり

#### (3) 開催回数

令和5年6月から令和6年3月の間に、4回程度の開催を予定

姫路市障害福祉推進計画（第7期）  
策定会議委員一覧

〔 令和5年4月1日現在 〕

区分	所属等	氏名
学識経験者	関西学院大学人間福祉学部 教授	安田 美予子
	関西福祉大学社会福祉学部 准教授	萬代 由希子
医療関係者	姫路市医師会 理事	東 靖人
福祉関係者	兵庫県身体障害者支援施設協議会 監事	名倉 重喜
	兵庫県知的障害者施設協会 調査研究委員	灘 一善
	姫路作業所連絡会	山本 正
	姫路市地域自立支援協議会 会長	河原 正明
障害者団体関係者	姫路市身体障害者福祉協会 事務局長	松本 智
	姫路地区手をつなぐ育成会 副理事長	外川 義広
	姫路市精神保健福祉連合会 理事長	三木 章弘
	姫路市難病団体連絡協議会 副代表	中尾 郁子
	マザーリーフ（姫路市肢体不自由児・者のこれからを考える会） 会長	萱原 州平
雇用関係者	姫路公共職業安定所 職業相談部長	島 恭裕
公募市民	公募市民	橋本 史子
	公募市民	近藤 司
行政関係者	兵庫県姫路こども家庭センター 副所長兼育成支援課長	横山 達也

※ 各所属の役職変更等により、委員の構成に変更が生じる場合がある。

## 8 「姫路市高齢者保健福祉計画及び姫路市介護保険事業計画（第9期）」について

### 1 計画の位置づけ

#### (1) 根拠法令

高齢者保健福祉計画は老人福祉法第20条の8第1項に、介護保険事業計画は介護保険法第117条第1項において、策定を義務付けられており、両法において、両計画は「一体のものとして作成されなければならない」と定められていることから、一体の計画として策定している。

#### (2) 他計画との関係

福祉及び保健に係る各計画と相互に連携を図り、他計画で一貫して推進すべき、あるいは横断的に推進すべき施策を除いて、高齢者及び介護保険事業に関する、より専門的・個別的な領域を受け持つ。

### 2 計画の期間

第8期計画は令和3年度（2021年度）～令和5年度（2023年度）の3ヵ年で、現在、第9期計画の策定を進めている。

### 3 計画策定会議の開催

#### (1) 趣旨

計画の策定にあたり、専門的見地及び市民目線からの意見を伺うため、学識経験者、高齢者保健福祉に携わる者及び公募市民等により構成する計画策定会議を開催する。

#### (2) 構成

学識経験者	3名
地域団体代表者	2名
医療関係者	3名
福祉関係者	2名
介護サービス事業者	4名
公募市民	2名
行政関係者	1名
計	17名

※ 委員の一覧は、別紙のとおり

#### (3) 開催回数

令和5年5月から令和6年3月の間に、4回程度の開催を予定

姫路市高齢者保健福祉計画及び姫路市介護保険事業計画（第9期）

策定会議委員一覧

（敬称略、順不同）

区分	所属等	氏名
学識経験者	姫路獨協大学 学長	井上 清美
	神戸医療未来大学 人間社会学部 教授	荒木 実代
	桃山学院大学 社会学部 教授	梅谷 進康
地域団体代表者	姫路市民生委員児童委員連合会 副会長	長川 繁生
	姫路市老人クラブ連合会 副会長	笹岡 俊雄
医療関係者	姫路市医師会 理事	東 靖人
	姫路市歯科医師会 理事	北中 一寿
	姫路薬剤師会 副会長	池口 由美
福祉関係者	姫路市社会福祉協議会 常務理事	宮長 毅広
	認知症関連団体（認知症患者家族会 麦の芽会 会員）	中島 友子
介護サービス事業者	姫路市・西播介護サービス事業者連絡協議会 理事	宮岡 直美
	姫路市地域包括支援センター連絡会 世話人会 代表	森本 重治
	兵庫県介護支援専門員協会姫路支部 支部長	杉岡 眞由美
	姫路市老人福祉施設連盟 会長	田上 優佳
公募市民	公募市民	後藤 等
	公募市民	松田 英樹
行政関係者	兵庫県中播磨県民センター中播磨健康福祉事務所 福祉室長 兼 企画課長	渡邊 優子

※ 各所属の役職変更等により、委員の構成に変更が生じる場合がある。

## 9 第2期姫路市子ども・子育て支援事業計画 中間見直し計画の策定について

令和2年3月に策定した「第2期姫路市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和2年度から令和6年度まで）について、実際の利用状況と、計画策定時の市民意向調査に基づいて算出したニーズ量の見込みに乖離が生じていることから、より現状に即した子ども・子育て支援体制の確保を図るため、国が示す基本指針に基づき、計画の中間年となる令和4年度に中間見直しを行った。

なお、中間見直し計画の策定に当たっては、中間とりまとめ（案）を作成し、姫路市子ども・子育て会議での審議を経た上、市民意見（パブリック・コメント）で頂いた意見も反映させ、修正を行った。

### 1 主な見直し内容

#### ○教育・保育提供体制の量の見込み及びその確保方策について

提供区域ごとの将来人口を見直し、残り2か年（令和5年度から令和6年度まで）の教育・保育の量の見込みを再計算するとともに、その量の見込みに対する提供体制の確保方策の検討を行った。

#### ○地域子ども・子育て支援事業

新たに施設を開設する事業や、事業計画における量の見込みと利用実績に乖離がある事業について見直しを行った。

### 2 姫路市子ども・子育て会議の開催

#### (1) 趣旨

次期計画の策定に向けて、専門的見地及び市民目線からの意見を伺うため、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験者等により構成する姫路市子ども・子育て会議を開催するもの。

なお、令和5年度は次期計画策定に向けて、市民意向調査を行う。

#### (2) 構成

子どもの保護者	2名
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	4名
学識経験者	4名
その他市長が必要と認める者（公募市民等）	10名
計	20名

※委員の一覧は別紙のとおり（7月に一斉改選予定）

#### (3) 開催回数

令和5年度に2回程度の開催を予定

子ども・子育て会議委員一覧

(令和5年4月1日現在)

区分	所属及び役職等	氏名
子どもの保護者	姫路市立幼稚園連合PTA協議会 顧問	山田 絵美
	姫路市連合PTA協議会 理事	竹内 沙友里
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	一般社団法人 姫路市保育協会 会長	富士原 智恵美
	姫路市私立幼稚園連合会 副会長	山中 真介
	姫路市小学校校長会 安富南小学校校長	長谷川 靖子
	姫路市社会福祉協議会 事務局長	瀬崎 智紀
子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	関西福祉大学 教授	秋川 陽一
	神戸医療未来大学 教授	吉森 恵
	兵庫大学短期大学部 教授	日坂 歩都恵
	元姫路市立小学校長 元放課後児童クラブアドバイザー	小林 良一
その他市長が必要と認める者	姫路経営者協会 事務局長	網干 茂樹
	連合兵庫西部地域協議会 事務局長	高田 淳年
	姫路市医師会 女性医師委員会委員	玉置 依子
	姫路市民生委員児童委員連合会 理事	平石 幸弘
	公募市民	津田 泉
	公募市民	平野 美穂
	公募市民	福田 里恵
	公募市民	三木 雅文
	姫路市立白浜幼稚園 園長	藤田 勝子
姫路市立四郷和光保育所 所長	棟安 奈保美	

※令和5年7月1日の一斉改選により、委員の構成に変更が生じる場合がある

## (参考) 関係法令

### ・社会福祉法（抜粋）

#### 第二章 地方社会福祉審議会

##### （地方社会福祉審議会）

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

##### （委員）

第八条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

##### （臨時委員）

第九条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

##### （委員長）

第十条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

##### （専門分科会）

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老

人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

(地方社会福祉審議会に関する特例)

第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

(政令への委任)

第十三条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

・社会福祉法施行令（抜粋）

（民生委員審査専門分科会）

第二条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから、委員長が指名する。

2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。

3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもって地方社会福祉審議会の決議とする。

（審査部会）

第三条 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。

2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

3 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって地方社会福祉審議会の決議とすることができる。

## ・姫路市社会福祉審議会条例

### (設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、姫路市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 審議会は、法第7条第1項に定めるもののほか、法第12条第1項の規定により、児童福祉に関する事項を調査審議する。

### (組織)

第3条 審議会は、委員40人以内で組織する。

### (委員の任期等)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### (委員長)

第5条 審議会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

第7条 審議会は、委員及び議事に関する臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (専門分科会)

第8条 審議会に、法第11条第1項に規定する民生委員審査専門分科会及び身体障害者福祉専門分科会のほか、同条第2項の規定により次の各号に掲げる専門分科会を置く。

- (1) 高齢者福祉に関する事項を調査審議するための高齢者福祉専門分科会
- (2) 児童福祉に関する事項を調査審議するための児童福祉専門分科会

第9条 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。以下この条、第11条第1項及び第13条第2項において同じ。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

- 2 各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。
- 3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。
- 4 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を行う。

（民生委員審査専門分科会）

第10条 前条第2項から第4項までの規定は、民生委員審査専門分科会及びこれに置かれる専門分科会長について準用する。この場合において、前条第2項中「委員及び臨時委員」とあるのは「委員」と、前条第4項中「委員又は臨時委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

（専門部会）

第11条 審議会は、その定めるところにより、専門分科会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 3 専門部会に部会長を置き、その専門部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、専門部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を行う。

（審査部会）

第12条 前条第3項から第5項までの規定は、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項の規定により設ける審査部会について準用する。

（専門分科会等の会議）

第13条 専門分科会、専門部会及び審査部会の会議については、第6条及び第7条の規定を準用する。

2 審議会は、専門分科会及び専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(意見又は説明の聴取)

第14条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第15条 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(補則)

第16条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 姫路市社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例（平成8年姫路市条例第4号）は、廃止する。

附 則（平成12年7月10日条例第63号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月27日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月26日条例第10号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## ・姫路市社会福祉審議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、姫路市社会福祉審議会条例(平成12年姫路市条例第6号。以下「条例」という。)第16条の規定に基づき、姫路市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(副委員長)

第2条 審議会に、副委員長を置く。

2 副委員長は、条例第5条第3項の規定により委員長があらかじめ指名する委員をもって充てる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、条例第5条第3項の規定により委員長の職務を代理する。

(専門部会)

第3条 審議会は、専門部会として、保育所の認可及び家庭的保育事業等の認可に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会に認可部会を置く。

(審査部会の会議)

第4条 審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けた場合において、審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

2 審査部会は、前項に規定する場合において審査部会長が急施を要するため会議を招集するいとまがないと認めるときは、持ち回りにより審議することができる。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成8年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月23日から施行する。